

2019年5月21日  
個人情報保護委員会資料

# 個人情報保護法「いわゆる3年ごと見直しに 係る検討の中間整理」について

中央大学国際情報学部

教授 石井 夏生利

## 個人情報保護法の将来像(2008年)

1. 独立監督機関の設置
2. 開示制度の権利化  
✓アクセス、消去、修正、完全化、補正

拙著『個人情報保護法の理念と現代的課題』(勁草書房、2008年)

## 個人情報保護法の将来像(2014年)

1. 独立監視機関の設置(官民双方)
2. 越境執行協力
3. 基本原則の制定
4. プライバシー・バイ・デザイン及びプライバシー影響評価
5. データ侵害通知
6. 透明性
7. プロファイリング

拙著『個人情報保護法の現在と未来』(勁草書房、2014年)

## 個人情報保護法の将来像(2017年)

1. 匿名加工情報
2. 個人情報保護委員会の権限範囲
3. 基本原則
4. プライバシー・バイ・デザイン及びプライバシー影響評価
5. データ侵害通知
6. 透明性
7. プロファイリング

拙著『新版 個人情報保護法の現在と未来』(勁草書房、2017年)

## 個人情報保護委員会の権限範囲

- 公的部門への監督権限の拡大
  - ✓独立監督機関設置の主たる役割：歴史的には官民双方における大量のコンピュータ処理による監視問題に対応すること。
  - ✓設置の効果：中立・公正の確保、高度な専門知識に基づく法運用、相対立する利害調整
  - ✓官民統一的な議論の必要性
  - ✓民間部門の取り扱う個人情報+マイナンバー制度、行政機関非識別加工情報の取扱いに制限されている点(今後の十分性論議との関係)

## 基本原則の制定

- OECDプライバシー・ガイドライン
- APECプライバシー・フレームワーク
- 欧州評議会第108号条約
- EU1995年データ保護指令、2016年一般データ保護規則(GDPR)
- アメリカの公正情報実務諸原則(FIPPs)
- プライバシー・バイ・デザイン

- 個人情報保護法制定過程の基本原則案(利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保)削除
- 第3条(基本理念)

## 透明性と同意

- 「通知・選択アプローチ」の有効性を検証
  - ✓ プライバシー・バイ・デザイン、トラスト理論
- GDPRとの概念、位置づけの違い
  - ✓ 任意性、特定性、透明性
  - ✓ 不明瞭でない意思表示
  - ✓ 同意撤回権
  - ✓ 「明示的同意」との違い
- 法的性質
  - ✓ 憲法、行政法、民法、刑法、著作権法
- 合意と同意の相違
- 期間制限の要否
  - ✓ ePrivacy規則案

# 公益性

- 公益目的による利用

- ✓学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益
- ✓治安、公衆衛生、社会福祉、労働者保護、公共インフラ整備など

## GDPRの中で「公共の利益」が登場する規定の例

第5条(基本原則)、第6条(取扱いの適法性)、第9条(特別な種類の個人データ)、第14条(間接取得の際の透明性)、第17条(消去権「忘れられる権利」)、第20条(データ・ポータビリティの権利)、第21条(異議申立権)、第23条(制限)、第49条(特定の場合における第三国移転制限の例外)、第86条(公文書の取扱い及び公衆のアクセス)、第89条(公共の利益における保管目的等と関係する特例)

学術、宗教、公衆衛生、児童の健全育成... +  $\alpha$



## 利用停止等

### • プロファイリング

- ✓利用停止請求による不当な推知行為への対処可能性

#### GDPRの「プロファイリング」

- 「自動的」、「個人データに関する処理」、「個人的側面の評価」
- 異議申立権
- 自動処理決定に服さない権利

### • 削除権「忘れられる権利」

- ✓保有個人データの内容の削除、保有個人データの利用停止又は消去
- ✓個人情報取扱事業者該当性

#### EUの「忘れられる権利」論議

- 検索結果の削除(欧州司法裁判所)
- 不必要、違法などの要件を満たす個人データの消去(GDPR)

## ペナルティの在り方

- GDPR：個人のコントロール、一貫した法適用、強力な法執行
- 方法①：課徴金
  - ✓趣旨
    1. 違反行為による利得を事業者の元に残さない。
    2. 違反行為の抑止を図りカルテル禁止の実効性を確保する。
  - ✓計算方法
    - ①カルテルの実行期間における、②当該商品・役務の売上額又は購入額に、③一定の算定率を乗ずる。
- 方法②：刑事罰の厳格化
  - ✓不正競争防止法の営業秘密侵害罪、両罰規定の法定刑厳格化など

## 課徴金を導入する場合

- 裁量型課徴金制度
- 但し、過去の緩やかな監督権限行使を踏まえた実効性の検証(データ侵害通知も同様の問題あり)
- 軽減・加算制度、減免制度に加え、刑事罰との調整規定
- 適用される事業者の範囲(域外適用)

### 考慮事項(GDPR第83条2項)

- (a) 当該取扱いの性質、範囲又は目的、並びに、影響を受けたデータ主体の数及びデータ主体が受けた損害の程度を考慮に入れ、違反の性質、重大さ及び期間；
- (b) 違反の性質が故意か過失か；
- (c) データ主体が被った損害を軽減させるために管理者又は取扱者が取ったあらゆる行動；
- (d) 第25条及び第32条に基づき管理者又は取扱者が実施した技術的及び組織的措置を考慮に入れた、管理者及び取扱者の責任の程度；
- (e) 管理者又は取扱者による、関連するあらゆる過去の違反；
- (f) 違反の是正及び違反の潜在的悪影響を軽減するため、監督機関と協力する程度；
- (g) 違反によって影響を受けた個人データの種類；
- (h) 監督機関が違反を知るに至る態様であって、特に、管理者又は取扱者が違反を通知したか否か、もし通知したならその程度；
- (i) 同じ対象事項について、関連する管理者又は取扱者に対して、第58条2項に定める措置が過去に命じられていた場合に、それらの措置の遵守；
- (j) 第40条に基づき承認された行動規範又は第42条に基づき承認された認証制度の遵守；及び、
- (k) 直接又は間接を問わず、違反から得られた財政上の利益又は回避した損失のように、事案の状況に適用可能な、その他のあらゆる悪化又は軽減要素。

## 統一的立法、国際的動向への対応その他

- 個人情報保護法制2000個問題
  - ✓情報公開条例、公文書管理条例・規則等とセットで議論する必要性
- 官民一体化の立法
- 補完的ルール立法化
- ポータビリティ

## 報告書について

- 14頁「人が介在すればこの権利の対象とはならないとされている。」
- 34頁の仮名化のパラグラフ「また、個人データよりも負荷の軽い規律となっており、第11条(2)には...」
  - ✓GDPRの仮名化は専ら安全管理措置を想定している。